# 特例監理技術者等の配置に係る質問・回答

| 質問１ | 特例監理技術者とはどのような技術者を指しますか？ |
|---|---|
| 回答 | 改正建設業法により、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に、監理技術者は２つの現場まで兼務することが可能となりました。この場合の監理技術者が「特例監理技術者」です。 |

| 質問２ | 監理技術者補佐の資格要件を教えてください。 |
|---|---|
| 回答 | 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要となります。<br>なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。 |

| 質問３ | 現場代理人は同一工事の特例監理技術者を兼務することができますか？ |
|---|---|
| 回答 | 特例監理技術者は２つの現場を兼務しますが、この場合の現場代理人は専任となります。そのため、現場代理人と特例監理技術者の兼務はできません。 |

| 質問４ | 現場代理人は同一工事の監理技術者補佐を兼務することができますか？ |
|---|---|
| 回答 | 同一工事であれば、現場代理人と監理技術者補佐は兼務することができます。なお、他の工事の監理技術者補佐とは兼務できません。 |

| 質問５ | 特例監理技術者を配置する場合、必要な書類は何ですか？ |
|---|---|
| 回答 | 現場代理人等通知書（裏面に兼務する工事名等を記載）を提出してください。また、特例監理技術者と監理技術者補佐の担う業務を施工計画書に記載し、提出してください。 |

| 質問６ | 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者とどの程度の恒常的な雇用関係が必要ですか？ |
|---|---|
| 回答 | ３か月以上の恒常的な雇用関係が必要です。<br>※一般競争入札の場合は参加申込書等の提出期限の日（指名競争入札の場合は開札日、随意契約の場合は契約日）以前に３か月以上の雇用関係があることをいいます。（工事契約途中から監理技術者補佐を置く場合も含みます。） |

| | |
|---|---|
| 質問７ | 民間工事と兼務することは可能ですか？ |
| 回答 | 民間工事と兼務することはできません。国又は地方公共団体が発注した秩父市内で施工される工事のみ兼務が可能です。 |

| | |
|---|---|
| 質問８ | 要領にある「監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること」とは具体的にどのようにすればいいですか？ |
| 回答 | 施工計画書に特例監理技術者と監理技術者補佐が担う業務を明記してください。 |